

資料編

1 平塚市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 平塚市子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項の規定により本市が定める計画をいう。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体の代表者
- (3) 保育・教育関係団体の代表者
- (4) 商工労働関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

(意見等の聴取)

第9条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第4号。以下「条例」という。)

第10条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市次世代育成支援行動計画の推進等に関する事項

(2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年2月15日）から施行する。

別表第1（第2条関係）

平塚市子ども・子育て会議

| 区分 |
|-----------------------|
| 学識経験者 |
| 平塚民間保育園連盟の代表者 |
| 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 平塚市医師会の代表者 |
| 平塚市内の放課後児童クラブの運営者 |
| 平塚市私立幼稚園協会の代表者 |
| 平塚市小学校長会の代表者 |
| 平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者 |
| 平塚商工会議所の代表者 |
| 西湘地域労働者福祉協議会の代表者 |
| 神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者 |
| 神奈川県平塚児童相談所の代表者 |
| 公募に応じた市民 |
| 公立幼稚園の保護者の代表者 |
| 私立幼稚園の保護者の代表者 |
| 公立保育所の保護者の代表者 |
| 私立保育所の保護者の代表者 |

別表第2（第3条関係）

子育て支援事業推進部会

| 区分 |
|-----------------------|
| 学識経験者 |
| 平塚民間保育園連盟の代表者 |
| 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 平塚市内の放課後児童クラブの運営者 |
| 平塚市私立幼稚園協会の代表者 |
| 平塚市小学校長会の代表者 |
| 平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者 |
| 神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者 |
| 神奈川県平塚児童相談所の代表者 |
| 公募に応じた市民 |

別表第3（第3条関係）

公立園の在り方検討部会

| 区分 |
|--------------------|
| 学識経験者 |
| 平塚民間保育園連盟の代表者 |
| 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 平塚市私立幼稚園協会の代表者 |
| 公募に応じた市民 |
| 公立幼稚園の保護者の代表者 |
| 私立幼稚園の保護者の代表者 |
| 公立保育所の保護者の代表者 |
| 私立保育所の保護者の代表者 |

3 平塚市子ども・子育て会議委員名簿

| 区分 | 氏名 | 区分 |
|-----|---------|-----------------------|
| 会長 | 落合 優 | 学識経験者 |
| 副会長 | 黒田 眞美江 | 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 委員 | 金田 了太郎 | 平塚民間保育園連盟の代表者 |
| | 中村 千里 | 平塚市医師会の代表者 |
| | 真壁 洋道 | 平塚市内の放課後児童クラブの運営者 |
| | 鷲尾 紀行 | 平塚市私立幼稚園協会の代表者 |
| | 土方 美佳 | 平塚市小学校長会の代表者 |
| | 山口 恵信 | 平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者 |
| | 清田 利行 | 平塚商工会議所の代表者 |
| | 小嶋 豊綱 | 西湘地域労働者福祉協議会の代表者 |
| | 大山 公一 | 神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者 |
| | 佐久間 てる美 | 神奈川県平塚児童相談所の代表者 |
| | 大木 康史 | 公募に応じた市民 |
| | 大久保 恵子 | 公募に応じた市民 |
| | 久世 詩子 | 公募に応じた市民 |
| | 成川 美早 | 公立幼稚園の保護者 |
| | 森谷 絵美 | 私立幼稚園の保護者 |
| | 畑 尚邦 | 公立保育所の保護者 |
| | 佐野 和美 | 私立保育所の保護者 |

4 策定経過

| | 開催日 | 事項 | 内容 |
|-------|-------------------|--------------------------|--|
| 平成31年 | 1月10日～ 2月1日 | 「子育て支援に関するアンケート調査」 実施 | ・就学前児童の保護者対象（2,500人） |
| 令和元年 | 6月24日 | 令和元年度第1回 平塚市子ども・子育て会議 | ・委員の委嘱 ・子ども・子育て会議について ・子ども・子育て支援事業計画について ・今後のスケジュール予定 |
| | 8月26日 | 令和元年度第2回 平塚市子ども・子育て会議 | ・第2期子ども・子育て支援事業計画素案について |
| | 10月4日 | 令和元年度第3回 平塚市子ども・子育て会議 | ・第2期子ども・子育て支援事業計画素案について |
| | 11月5日 | 庁議 | ・計画素案に対するパブリックコメント手続の実施について |
| | 11月22日～ 12月23日 | パブリックコメント手続（意見募集）の 実施 | ・計画素案を平塚市ホームページ及び公民館等 公共施設51か所にて公表 |
| 令和2年 | 1月20日 | 令和元年度第4回 平塚市子ども・子育て会議 | ・第2期子ども・子育て支援事業計画素案について |
| | 2月6日 | 神奈川県との法定協議 | ・パブリックコメント手続終了後の計画素案を 神奈川県に提出 |
| | 3月5日 | 神奈川県との法定協議完了 | ・完了通知を受領 |
| | 3月23日 | 庁議 | ・パブリックコメント手続の実施結果について ・計画策定について |

5 用語解説（50音順）

【あ行】

育児休業制度

労働者は、事業主に申し出ることによって、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで養育するために、育児休業をすることができる。また、保育所等に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合は、事業主に申し出ることによって、子が1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる。さらに、平成29年10月の法律改正において、保育所等に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合は、同様に事業主に申し出ることによって、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるようになった。

インクルーシブ教育

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを目指すもの。

【か行】

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数のこと。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

子ども・子育て関連3法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を勘案し、子どもやその保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援新制度を施行するために制定及び改正した法律を指す。

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

【さ行】

児童相談所

児童福祉法を根拠として、都道府県が設置する義務のある施設。児童及び妊産婦の福祉に関して、実情把握や相談に応じる。必要に応じて児童を一時保護する施設を設けなければならない。

新・放課後子ども総合プラン

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める。2019年度から2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性の就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す。

新生児聴覚スクリーニング検査

生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う耳の聞こえの検査であり、検査には、AABR（自動聴性脳幹反応）とOAE（耳音響放射）の2種類がある。

赤ちゃんがぐっすり眠っている状態で小さい音を聞かせて、耳や脳から出る反応波形を測定し、耳の聞こえが正常かどうか自動的に判断する検査で、数分間で終わり、痛みなどはない。

総合的な学習の時間

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、教科の枠を越えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

【た行】

地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会のこと。

【な行】

認可外保育施設

児童福祉法第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。原則として都道府県への届出が必要となる。

【は行】

バリアフリー

障がい者や高齢者等が生活する上で、行動の妨げとなる障がいを取り去った生活空間のあり方のこと。具体的には歩行空間の段差の解消や公共施設におけるエレベーターの設置や案内などの点字表示などがあげられる。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

ユニバーサルデザインタクシー

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、みんなが使いやすい新しいタクシー。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月に実施された消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代の負担軽減措置を図る少子化対策。

【ら行】

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

- ・基本型 子ども及びその保護者等に対する教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用支援
- ・特定型 待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業の利用支援
- ・母子保健型 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等の専門的な見地からの相談支援等

ひらつか子育て応援プラン
第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

編集・発行 平塚市健康・こども部保育課
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電話 0463-23-1111 (代表)
0463-21-9842 (ダイヤルイン)
FAX 0463-21-9738
メール hoikuka@city.hiratsuka.kanagawa.jp